

総合評価落札方式における「一括審査方式」及び「添付書類省略方式」の導入について

入札参加者の入札手続きの簡素化を図るため、評価基準を共有できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合において、入札参加希望者からの技術資料の提出を一つのみとし、評価を一括して審査する「一括審査方式」及び「添付資料省略方式」を導入することとしましたのでお知らせします。

記

1 一括審査方式について

(1) 概要

- ①入札参加希望者は、評価基準を共有できる複数工事において、任意に、提出する技術資料を1つにできる。
- ②一括審査対象工事の複数工事の配置予定技術者は、それぞれ同じであること。また、複数名の場合は、評価が最も低い者で評価する。
- ③配置予定技術者が異なる場合は、従来のとおり、工事毎の提出となる。
- ④技術資料以外（入札参加申請書、工事費内訳書等）の提出資料は、従来のとおり、工事毎の提出となる。

(2) 適用範囲について

- ①総合評価方式の特別簡易型で評価基準が同じであること。
- ②公告から開札までの入札スケジュールがそれぞれ同じであること。
ただし、開札時刻を除く。

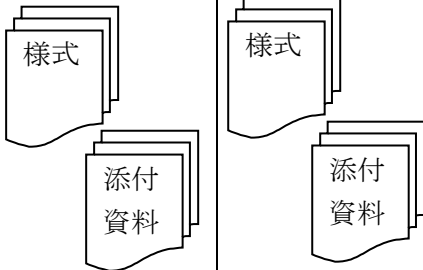
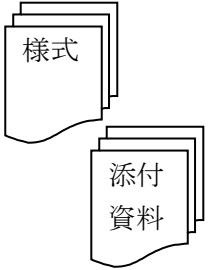
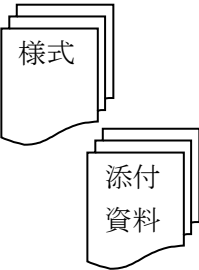
2 添付資料省略方式について

(1) 概要

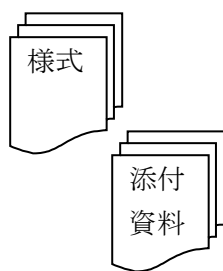
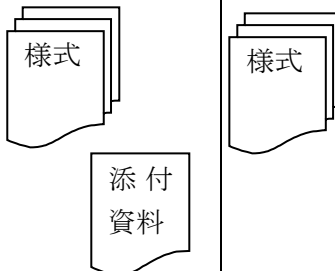
- ①技術資料を作成する際、年度内に同じ技術資料を既に提出済の場合は、その工事名を様式に記載し、添付資料を省略できる。
また、同日提出分で重複する場合も添付資料を省略できる。

3 適用日 令和2年4月1日以降の執行伺い決裁分から適用する。

同日公告における技術資料提出例

開札順位	1 番目	2 番目	3 番目	4 番目
工事名	◇工事(1 工区)	◇工事(2 工区)	□工事	△工事
評価基準工種	土木一式	土木一式	土木一式	舗装工事
受注制限	有		無	無
配置予定技術者	A氏	A氏	A氏・B氏	B氏・C氏
技術資料				



技術資料				
	一括審査方式		添付資料省略方式	
備考	様式の工事名欄に、該当工事名を <u>すべて</u> 記入する。		「◇工事」の添付資料と同じ資料であれば、省略できる	
			前回舗装工事と同じ内容の技術資料を提出済の場合添付資料は省略できる	

※技術者の配置は、建設業法を遵守し重複することはできない。
ただし、兼任条件に該当する場合を除く。